

東海第二発電所 工事計画認可申請書における記載の適正化について

1. 主旨

東海第二発電所の使用前検査の準備作業において、平成 30 年 10 月 18 日付け原規規発第 1810181 号にて認可された東海第二発電所工事計画認可申請書の要目表「4.3 代替燃料プール冷却系 (8) 主配管 (スプレイヘッドを含む。) の名称, 最高使用圧力, 最高使用温度, 外径, 厚さ及び材料」及び「(7.5) 窒素ガス代替注入系 ル 主配管の名称, 最高使用圧力, 最高使用温度, 外径, 厚さ及び材料」の厚さに関し, SA クラス 2 の新設に伴い, 要目表への記載対象となる管継手の注記^{※1}に記載すべきところ, 記載がないことから, 記載の適正化が必要であることが判明した。

なお, 添付書類 (主配管の配置を明示した図面) ^{※2}では当該管継手が表現されていることから, 添付書類 (主配管の配置を明示した図面) の表現に合わせて要目表の記載を適正化する。

適正化が必要となる工事計画認可申請書の具体的な変更内容及び手続きについて, 以下に示す。

2. 工事計画認可申請書の変更内容, 手続き

(1) 変更内容, 手続き概要

以下の発電用原子炉施設に関する工事計画 (要目表) の記載の適正化のため, 法第四十三条の三の九第六項に基づく設計及び工事計画軽微変更届出を行う。

<p>(設計及び工事の計画の認可)</p> <p>第四十三条の三の九 発電用原子炉施設の設置又は変更の工事 (核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特に支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるものを除く。) をしようとする発電用原子炉設置者は, 原子力規制委員会規則で定めるところにより, 当該工事に着手する前に, その設計及び工事の方法その他の工事の計画 (以下この節において「設計及び工事の計画」という。) について原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし, 発電用原子炉施設の一部が滅失し, 若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において, やむを得ない一時的な工事としてするときは, この限りでない。</p> <p>2 前項の認可を受けた者は, 当該認可を受けた設計及び工事の計画を変更しようとするときは, 原子力規制委員会規則で定めるところにより, 原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし, <u>その変更が原子力規制委員会規則で定める軽微なものであるときは, この限りでない。</u></p> <p>(中略)</p> <p>6 <u>第一項の認可を受けた者は, 第二項ただし書の規定により設計及び工事の計画について原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をする場合は, その設計及び工事の計画を変更した後, 遅滞なく, その変更した設計及び工事の計画を原子力規制委員会に届け出なければならない。ただし, 原子力規制委員会規則で定める場合は, この限りでない。</u></p>
--

【工事計画 (要目表) の記載事項の変更に係る発電用原子炉施設の種類の種類】

- ・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- ・原子炉格納施設

(2) 手続き時期: 令和 5 年 4 月上旬

以上

※1 エルボにあつては, 管と同等以上の厚さのものを選定。

※2 ① 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備 (代替燃料プール冷却系) に係る主配管の配置を明示した図面 (2/2) 【第 3-2-3-2 図】

② 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備の放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備 (窒素ガス代替注入系) に係る主配管の配置を明示した図面 (8/26) 【第 8-3-5-4-8 図】, 同図面 (9/26) 【第 8-3-5-4-9 図】及び同図面 (10/26) 【第 8-3-5-4-10 図】